

# 生前贈与は計画的に

— 一括贈与に係る贈与税の非課税措置に飛びつく前に —

経済調査部次長 城石 和秀

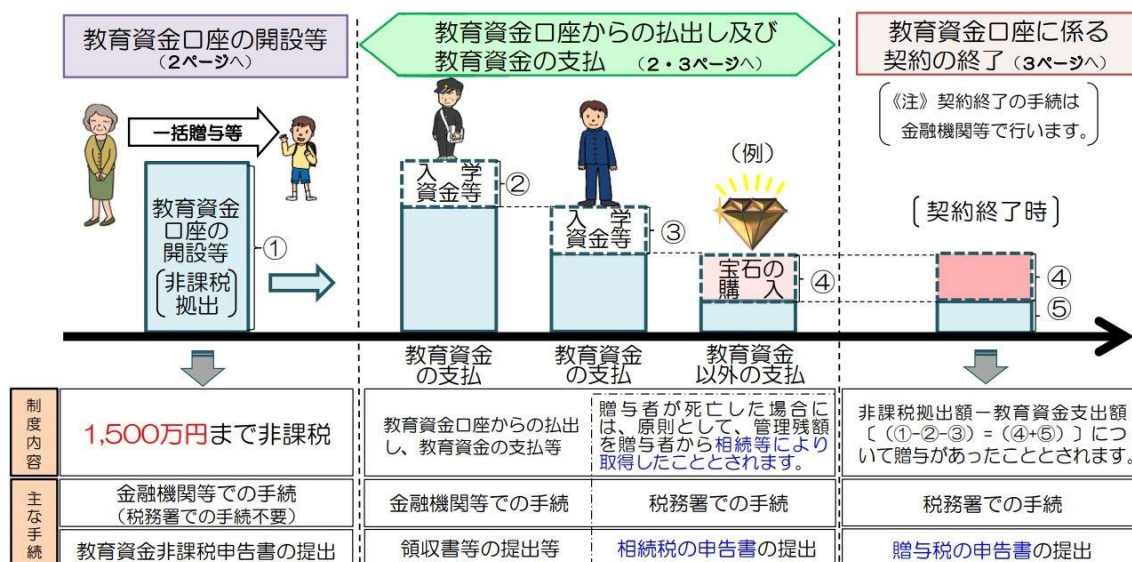
12月10日、与党の令和3年度税制改正大綱が取りまとめられた。

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、大綱では、要件の一部厳格化等所要の見直しを行なったうえで、適用期限を2年延長するとされた。これは、資産の世代間移転を促すとともに子育て世代の負担の軽減等に資する政策が継続されるという点で、一定の評価ができる。

## <一括贈与に係る非課税措置は使い勝手が悪い>

しかし、教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置は、現状、必ずしも使い勝手の良いものではない(図表1)。まとまった資金を所定の目的のために予め贈与するには適しているが、その利用に当たっては、諸々の制約がある。

図表1 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の概要



資料：国税庁のサイト（注1）より転載

注1：<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201304/pdf/01.pdf>（2020年12月14日アクセス）

注2：図表中のページ数は、元の国税庁の資料のページ数を示す。

まず、いずれの措置も、適用を受けるには金融機関に専用の口座を開設する必要がある。資金を払い出す際は、使途がきちんとチェックされ、それを明らかにする領収証等も必要である。さらに、定められた目的以外に使用されたものや受贈者が所定の年齢に達した場合の残額は、贈与税の課税対象になる。

使途にも、思わぬ落とし穴がある。例えば教育資金の非課税措置では「認可外保育施設への支払いや学用品等を学校以外の業者から購入した場合の支払いは、所定の要件を満たさないと非課税の対象外となる可能性がある」「スポーツジムに係る費用で非課税となるものは、インストラクター等から指導を受けるものに限られる」「問題集や用具を塾等の施設を通さずに個人で買った場合は非課税の対象外となる」等である。

マスコミ報道では非課税措置の延長という側面が取り上げられたが、大綱では、例えば結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、利用件数が極めて少ないと言及されており、贈与の多くが扶養義務者による生活費等の都度の贈与や基礎控除の適用により課税対象とならない水準にあること等も踏まえ、次の適用期限の到来時に、制度の廃止も含め、改めて検討すると付記されている。

#### <扶養義務者による生活費等の贈与は贈与税の対象外>

実際、大綱でも触れられているとおり、多少の資金支援であれば、これらの非課税措置を利用する必要性は乏しい。

扶養義務者である親による子への生活費等の贈与は、基本的に贈与税の対象外であり、これには、例えば学校に支払う入学金等も含まれる。結婚式もまとまった資金が必要だが、両家の行事として親が資金負担する分には、通常、贈与とはみなされない。

祖父母が入学金などを支援した場合はどうかと言えば、贈与税を規定する相続税法では祖父母も扶養義務者として定義づけられており、やはり生活費等の贈与であるとして贈与税は課されない。

#### <通常は暦年贈与で十分>

さらに、贈与税の基礎控除を考慮すれば、祖父母や親からの支援が贈与税の対象となるケースは限られる。

扶養義務者による生活費等の贈与は、必要の都度、実施するもので、将来の資金負担を見込んで予め渡すことは認められていない。しかし、贈与税の基礎控除を活用すれば、将来の資金負担に備えて無税もしくはわずかな税金で資金を移転させることが可能である。これは、贈与税の年間（1～12月の暦年）の基礎控除110万円を活用するというもので、相続税対策のうち暦年贈与と言われるものである。

例えば、祖父母がその子に110万円、子の配偶者に110万円、孫に110万円贈与し、結果、子の世帯全体に330万円贈与しても、子の世帯が他から贈与を受けていない限り、贈与税がかかることはない\*1。仮にこれを5年間続ければ、贈与税を課せられること

なく1,650万円の資金を子の世帯に移転させることができるのである\*<sup>2</sup>。

### <暦年贈与の落とし穴>

とは言え、税金に関わることである。安易な対応をすると、大きなしっぺ返しをくらうリスクはある。例えば、しばしば紹介されるものとして、定期贈与（連年贈与）、名義預金がある（図表2）。また、相続開始前3年以内の贈与の問題にも、留意しなければならない。例えば定期贈与とみなされると、贈与した財産全体が贈与開始の年に贈与されたとされ、受贈者が不意にまとまった金額の贈与税を負担させられることになるのである。

これらの問題については、国税庁のサイトや相談窓口を利用したり、税理士等の専門家に相談したりしながら対応を図る必要がある。

図表2 暦年贈与の落とし穴

<b>定期贈与（連年贈与、定期金給付契約に基づく定期金に関する権利の贈与）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数年に渡って贈与した場合、贈与した財産全体が、贈与を開始した年の贈与とみなされて贈与税の課税対象となる</li> <li>・ 特に、毎年、同じ相手、同じ時期、同じ内容の贈与を継続した場合、定期贈与とみなされるリスクが増す</li> </ul>
<b>名義預金</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際に預金・管理している人と口座の名義人とが異なる預金 ＝ 名義にかかわらず実際に預金・管理している人の預金とみなされる</li> </ul>
<b>相続開始（＝ 被相続人の死亡）前3年以内の贈与＝ 相続税の課税対象</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続税の計算の際、相続開始前3年以内に相続人に贈与された財産は相続財産に加える</li> <li>・ 相続人以外への贈与は課税対象にならない（孫等への生前贈与）</li> <li>・ ただし、遺言書で孫等に遺贈すると、孫等も相続人となる → 孫等への生前贈与分も相続財産に加えて計算（相続税法第19条） さらに、法定相続人以外の相続税は2割増し</li> </ul>

資料：国税庁のサイト等を参考に、第一生命経済研究所作成

注1：参考にしたサイト（主なもの）

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4402\\_qa.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4402_qa.htm)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sozoku-tokushu/souzoku-ayamarijireishu/ayamarijirei6.pdf>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4161.htm>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sozoku-tokushu/souzoku-ayamarijireishu/ayamarijirei14.pdf>

（いずれも、2020年12月16日アクセス）

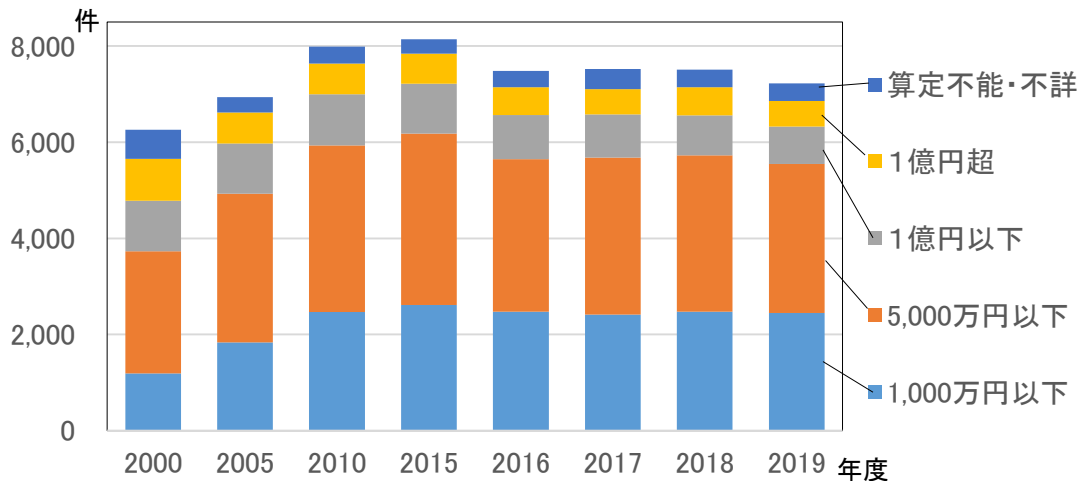
### <争族防止の視点も重要>

考えなければならないのは、目先の贈与税や贈与者が死亡した際の相続税対策だけではない。相続に伴う相続人の中のトラブル、いわゆる「争族」の防止も視野に入れておく必要がある。

相続人の中のトラブルなどはそれなりに資産のある人の話で、多くの人には関係ないと思われるかもしれない。しかし、実際には、遺産分割に関する訴訟の4分の3は遺産価額5千万円以下の相続で発生している（図表3）。

相続人の中のトラブルの原因としてしばしば紹介されるのは、非嫡出子への相続や事業の後継者争いというような、いかにも週刊誌ネタになりそうな話ばかりではない。長男が自宅購入を支援してもらった、次女の家ではその子どもの入学金を支援してもらった、三男は結婚式費用の多くを持ってもらった等といったことによる諸々の不公平感は、いくらでもトラブルの原因となり得るのである。

図表3 遺産の価額別に見た遺産分割事件の認容・調停成立件数



資料：最高裁判所「司法統計」より第一生命経済研究所作成

一括贈与に係る贈与税の非課税措置を利用するにせよ、暦年贈与を利用するにせよ、相続人の中のバランスへの配慮は欠かせない。少なくとも普段から親子等の中で十分な意思疎通を図り、どういう考えや事情に基づきどのような贈与を行なうのか、贈与者の考えを将来の相続人にきちんと理解してもらおう努力は必要だろう。

### <生前贈与は計画的に>

どのくらいの財産を、いつ、誰に、どのような配分・形態で贈与するかは、簡単に決められる問題ではない。当然のことながら、自身のエンディングまでを見据えた人生設計や相続税対策も絡んでくる。生前贈与は、相続人の中のバランスもふまえて、長期的な視点で考える必要がある。

暦年贈与にせよ、生活費としての必要の都度の贈与にせよ、教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置にせよ、それぞれの制度にはメリット・デメリットがある。どの制度を利用するのかといった問題は、そのメリット・デメリットをきちんと理解したうえで、贈与者、あるいは将来の相続人の長期的な利益にかなったものになるよう、検討すべきだろう。

(経済調査部 しろいし かずひで)

**【注釈】**

- \*1 贈与税は、贈与者が贈与した財産の合計額ではなく、受贈者が受け取った財産の額を基準に課税される。
- \*2 相続税対策として暦年贈与を活用する場合、想定される相続税額との兼ね合いで、基礎控除を少し上回る額の贈与を行ない、あえて贈与税を負担することで、相続税額と贈与税額の合計を抑制するという方法が推奨されることもある。

**【参考文献】**

- ・ 自由民主党・公明党「令和3年度税制改正大綱」（2020年12月10日）  
[https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200955\\_1.pdf](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200955_1.pdf)  
（2020年12月11日アクセス）